

四街道市国民保養センター鹿島荘の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(開館時間)</p> <p>第7条 鹿島荘の開館時間は、<u>午前9時</u>から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、管理運営上特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第7条 鹿島荘の開館時間は、<u>午前10時</u>から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、管理運営上特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。</p> <p>2 (略)</p>